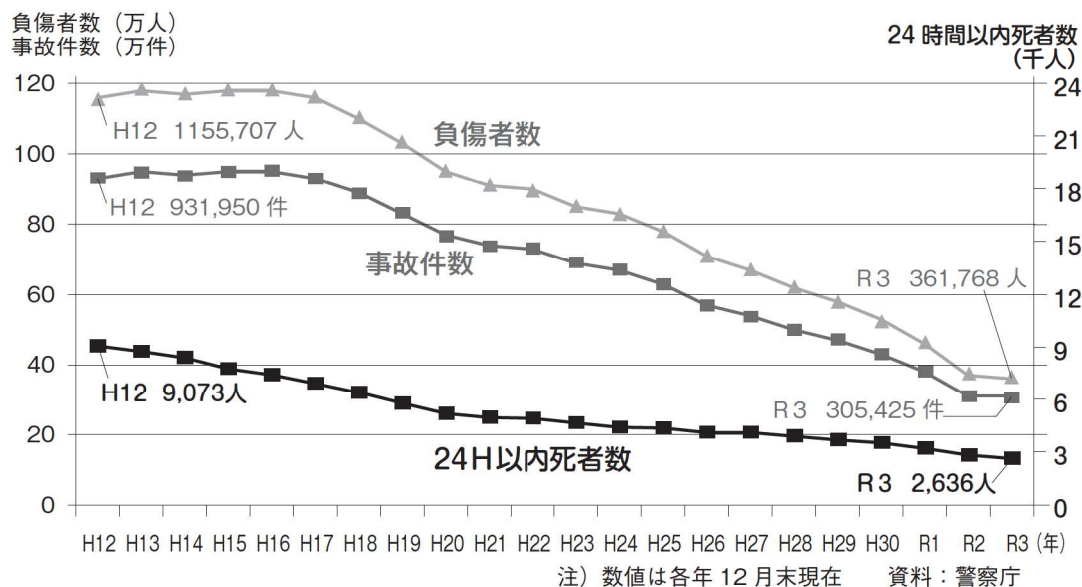


# I. 路上車両故障等の発生状況とその防止対策

## 1. 車両故障の発生状況

### (1) 交通事故による負傷者数、24時間以内死者数等の推移

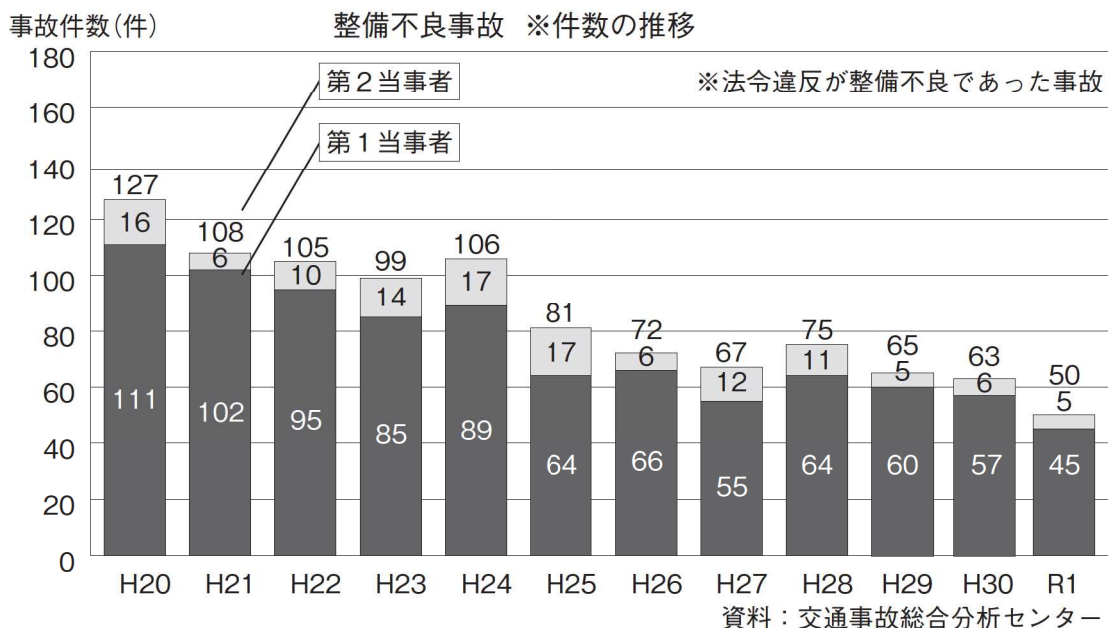
令和3年の交通事故による24時間以内の死者数は、3,000人を下回り、2,636人となっています。令和3年は、事故件数、死者数、負傷者数いずれも前年に比べ減少しています。



[図-1-1] 交通事故による死者、負傷者数等の推移

### 1) 整備不良による交通事故の発生状況

整備不良による交通事故の発生件数は、減少傾向ではあるものの以前と比較して緩やかな傾向で推移しています。



[図-1-2] 車両要因を伴う交通事故件数の推移

## (2) 事故報告に基づく事故データについて

自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づき、報告された事業用自動車の車両故障に起因する事故2,150件（令和2年）を整理しました。

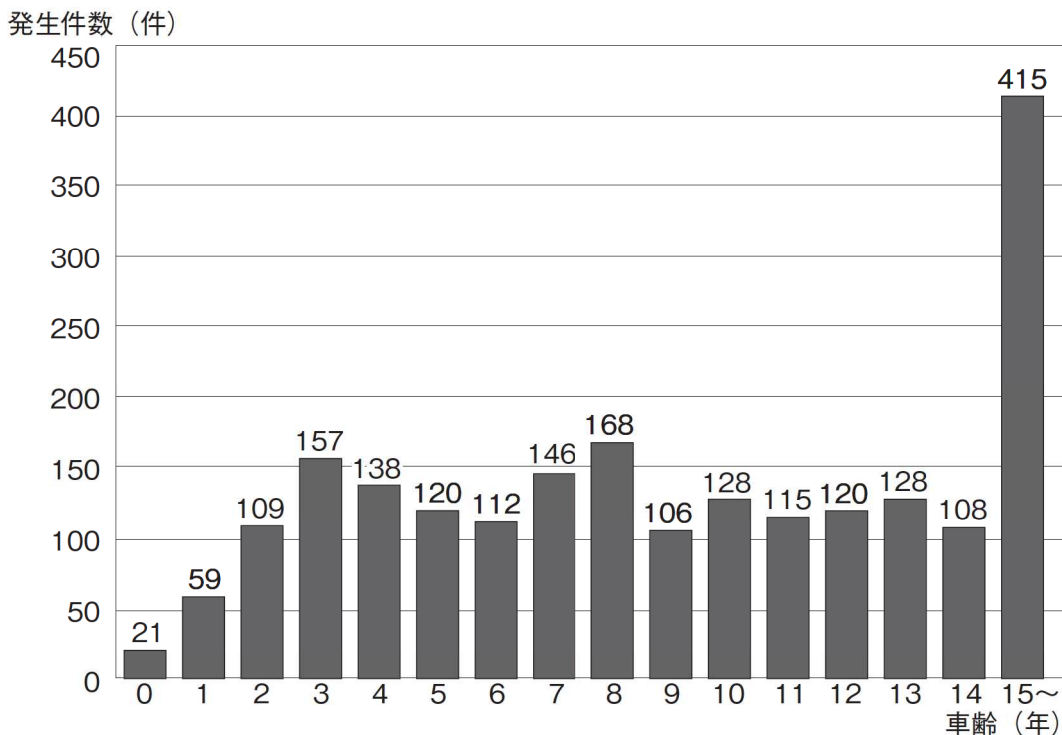
〔表－1〕 車両故障に起因する事故報告件数（平成21年～令和2年）

年	バス	ハイタク	トラック	合計
H21	1,694	8	143	1,845
H22	2,224	21	184	2,429
H23	2,052	14	213	2,279
H24	2,110	14	192	2,316
H25	2,201	13	241	2,455
H26	2,212	11	252	2,475
H27	2,154	11	230	2,395
H28	2,352	14	266	2,632
H29	2,168	16	311	2,495
H30	2,257	20	333	2,610
R1	2,142	18	390	2,550
R2	1,802	16	332	2,150
合計	25,368	176	3,087	28,631

資料：「自動車運送事業用自動車事故統計年報（自動車交通の輸送の安全にかかわる情報）（令和2年）」  
（令和4年2月国土交通省自動車局）

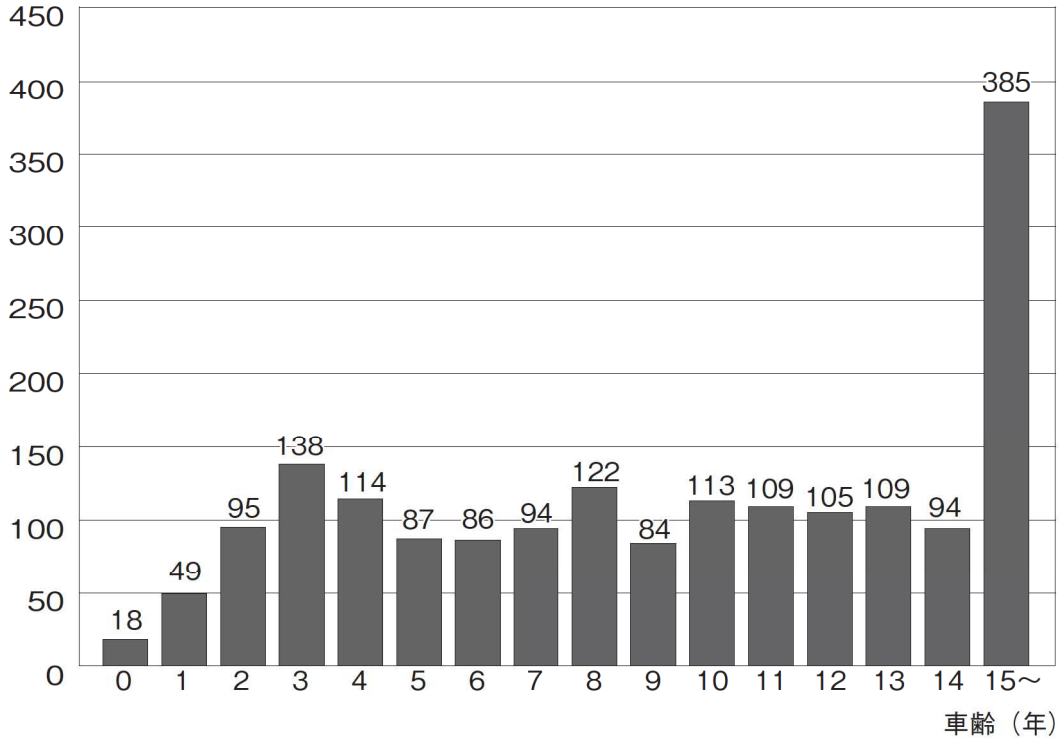
### 1) 車齢別の発生状況

令和2年に報告された車両故障に起因する事故について、車齢別に分類したものを図－2－1～2－4に示します。なお、ここでいう車齢とは、事故惹起年から年式を差し引いたものです。



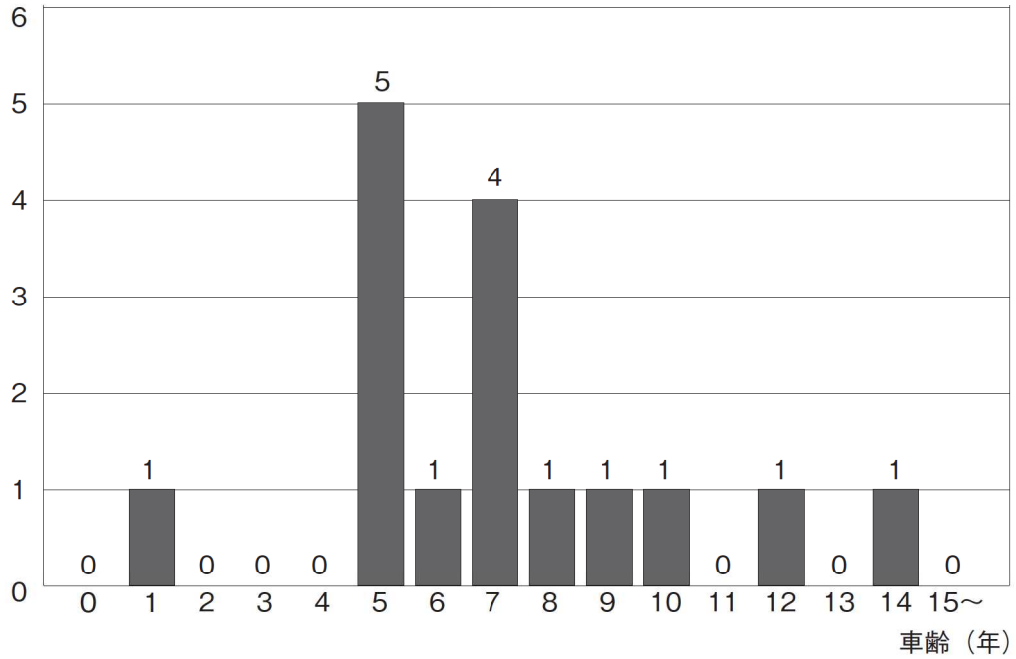
〔図－2－1〕 事業用自動車の車齢別発生状況（令和2年）

発生件数（件）

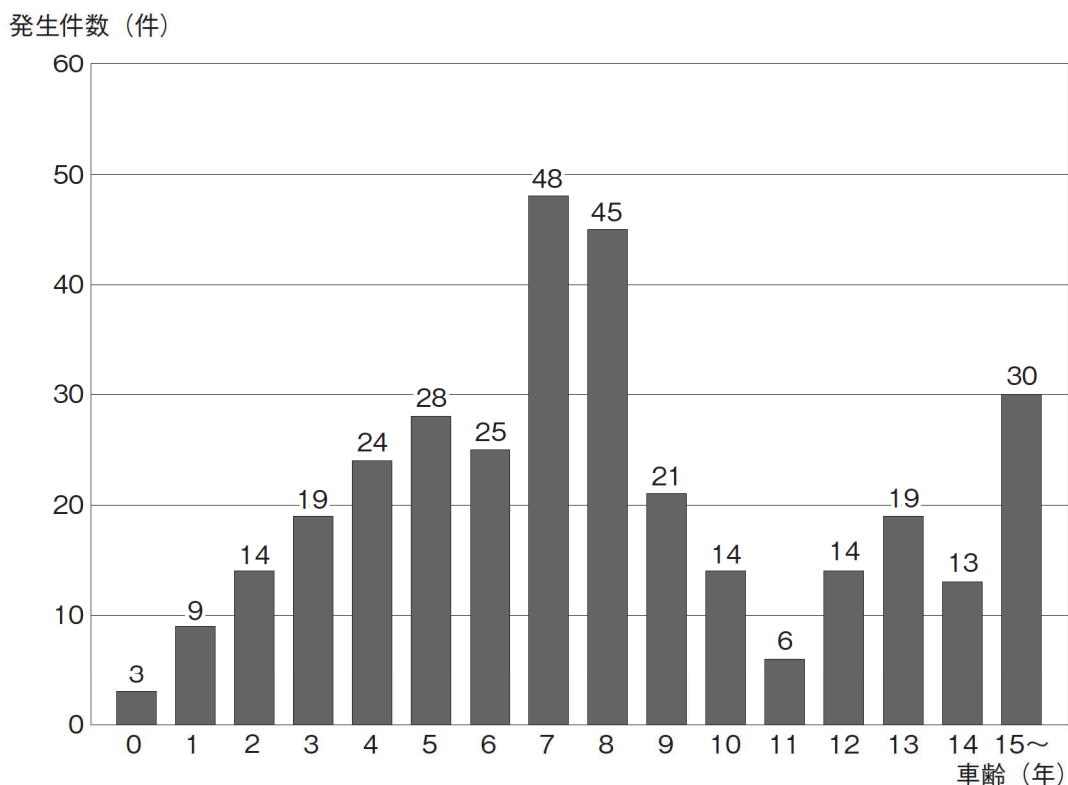


[ 図－２－２ ] バスの車齢別発生状況（令和2年）

発生件数（件）



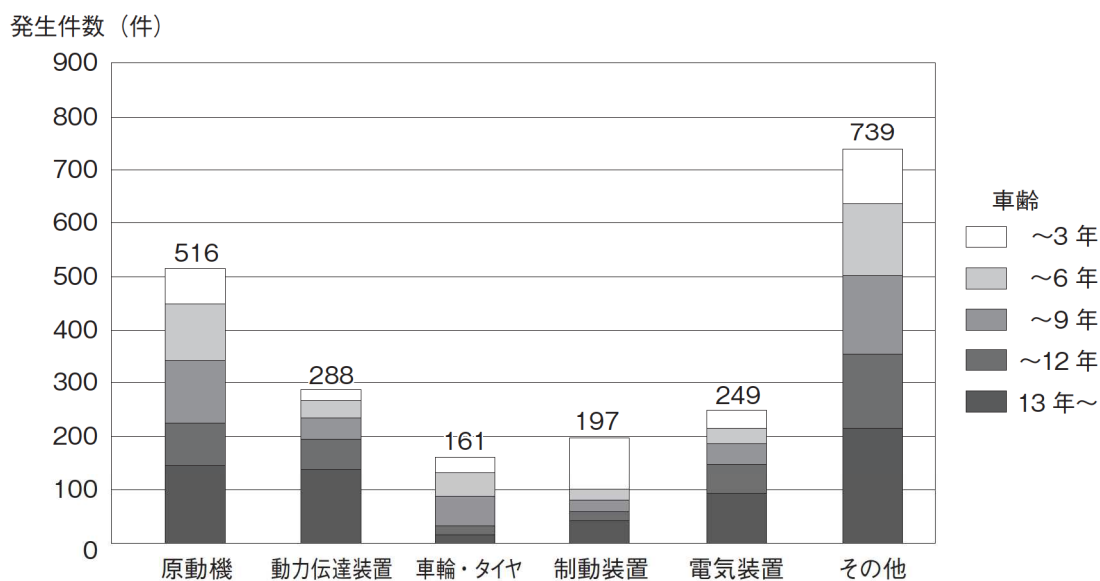
[ 図－２－３ ] ハイタクの車齢別発生状況（令和2年）



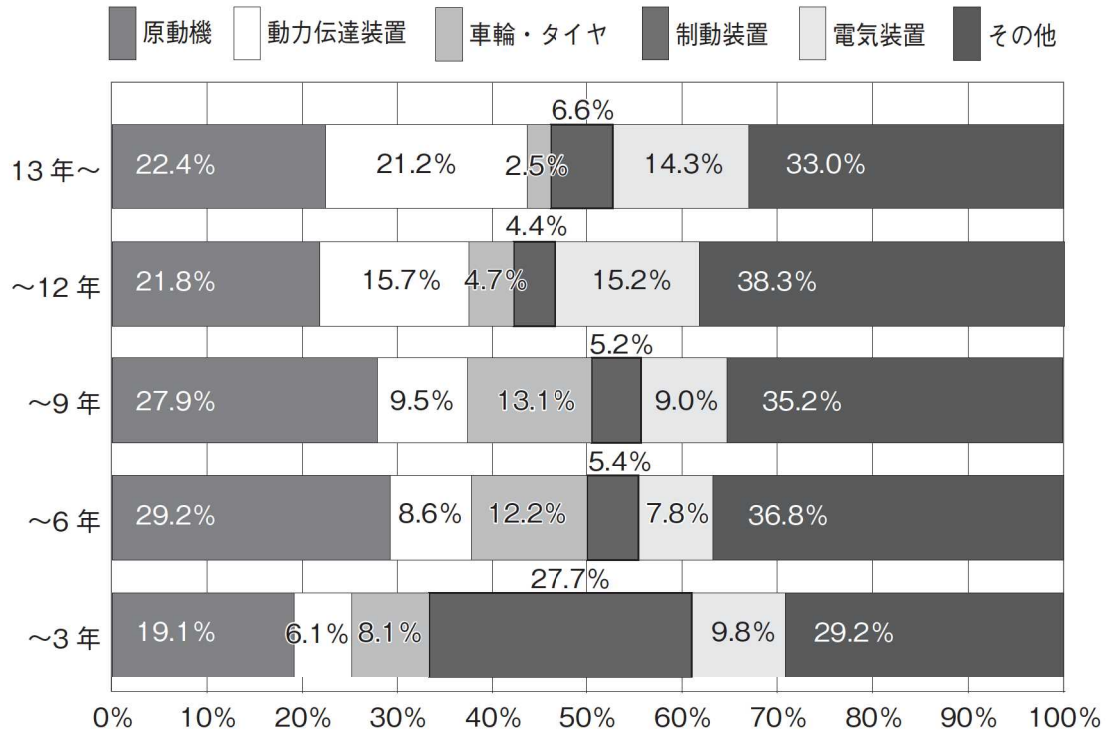
[ 図－２－４ ] トラックの車齢別発生状況（令和2年）

## 2) 故障箇所及び車齢別の発生状況

車両故障に起因する事故について、故障箇所及び車齢別に分類したものを図－２－５、図－２－６に示します。



[ 図－２－５ ] 故障箇所の状況（令和2年）



[図-2-6] 車齢別の故障箇所の状況 (令和2年)

※ [図-2-1] ~ [図-2-6] は国土交通省調べ。

## 2. 車両故障に起因する自動車事故報告について

自動車運送事業者、整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者等は、その使用する自動車が自動車事故報告規則第2条に規定する事故があった場合には、地方運輸局長を経由して国土交通大臣に報告しなければなりません。

### <自動車事故報告規則(抜粋)>

最終改正：令和2年3月31日

(この省令の適用)

第一条 自動車の事故に関する報告については、この省令の定めるところによる。

(定義)

第二条 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

- 一 自動車が転覆し、転落し、火災(積載物品の火災を含む。以下同じ。)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。以下同じ。)と衝突し、若しくは接触したもの
- 二 十台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- 三 死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。以下同じ。)を生じたもの
- 四 十人以上の負傷者を生じたもの
- 五 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの
  - イ 消防法(昭和三十二年法律第八十六号)第二条第七項に規定する危険物
  - ロ 火薬類取締法(昭和三十五年法律第四十九号)第二条第一項に規定する火薬類
  - ハ 高圧ガス保安法(昭和三十六年法律第二百四号)第二条に規定する高圧ガス
  - ニ 原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)第三条第二号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
  - ホ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号)第二条第二項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
  - ヘ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)別表第二に掲げる毒物又は劇物
  - ト 道路運送車両の保安基準(昭和三十六年運輸省令第六十七号)第四十七条第一項第三号に規定する品名の可燃物
- 六 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- 七 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの
- 八 酒気帯び運転(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第六十五条第一項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。)、無免許運転(同法第六十四条の規定に違反する行為をいう。)、大型自動車等無資格運転(同法第八十五条第五項から第九項までの規定に違反する行為をいう。))又は麻薬等運転(同法第一百七条の二第三号の罪に当たる行為をいう。)を伴うもの

- 九 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
- 十 救護義務違反（道路交通法第百十七条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。）があったもの
- 十一 自動車の装置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項各号に掲げる装置をいう。）の故障（以下単に「故障」という。）により、自動車が運行できなくなったもの
- 十二 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）
- 十三 橋脚、架線その他の鉄道施設（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項に規定する鉄道施設をいい、軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道施設を含む。）を損傷し、三時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
- 十四 高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）において、三時間以上自動車の通行を禁止させたもの
- 十五 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣（主として指定都道府県等（道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第四条第一項の指定都道府県等をいう。以下同じ。）の区域内において行われる自家用有償旅客運送に係るものの場合にあっては、当該指定都道府県等の長）が特に必要と認めて報告を指示したものの

（報告書の提出）

第三条 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。以下同じ。）、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者（以下「事業者等」という。）は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあっては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について前条各号の事故があつた場合には、当該事故があつた日（前条第十号に掲げる事故にあっては事業者等が当該救護義務違反があつたことを知つた日、同条第十五号に掲げる事故にあっては当該指示があつた日）から三十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書（別記様式による。以下「報告書」という。）三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（以下「運輸監理部長又は運輸支局長」という。）を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 前条第十一号及び第十二号に掲げる事故の場合には、報告書に次に掲げる事項を記載した書面及び故障の状況を示す略図又は写真を添付しなければならない。
- 一 当該自動車の自動車検査証の有効期間
  - 二 当該自動車の使用開始後の総走行距離
  - 三 最近における当該自動車についての大規模な改造の内容、施行期日及び施行工場名
  - 四 故障した部品及び当該部品の故障した部位の名称（前後左右の別がある場合は、前進方向に向かつて前後左右の別を明記すること。）

- 五 当該部品を取りつけてから事故発生までの当該自動車の走行距離
  - 六 当該部品を含む装置の整備及び改造の状況
  - 七 当該部品の製作者（製作者不明の場合は販売者）の氏名又は名称及び住所
- 3 運輸監理部長又は運輸支局長は、報告書を受け付けたときは、遅滞なく、地方運輸局長を経由して、国土交通大臣に進達しなければならない。
- 4 第一項の規定にかかわらず、主として指定都道府県等の区域内において自家用有償旅客運送を行う者の場合にあっては、報告書を当該指定都道府県等の長に提出するものとする。

(速報)

第四条 事業者等は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあっては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について、次の各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、前条第一項の規定によるほか、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、二十四時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

- 一 第二条第一号に該当する事故(旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者(以下「旅客自動車運送事業者等」という。))が使用する自動車が引き起こしたものに限る。
  - 二 第二条第三号に該当する事故であつて次に掲げるもの
    - イ 二人(旅客自動車運送事業者等が使用する自動車が引き起こした事故にあっては、一人)以上の死者を生じたもの
    - ロ 五人以上の重傷者を生じたもの
    - ハ 旅客に一人以上の重傷者を生じたもの
  - 三 第二条第四号に該当する事故
  - 四 第二条第五号に該当する事故(自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限る。)
  - 五 第二条第八号に該当する事故(酒気帯び運転があつたものに限る。)
- 2 前条第三項の規定は、前項の規定により運輸監理部長又は運輸支局長が速報を受けた場合について準用する。
- 3 第一項の規定にかかわらず、主として指定都道府県等の区域内において自家用有償旅客運送を行う者の場合にあっては、同項各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は当該指定都道府県等の長の指示があつたときは、当該指定都道府県等の長に速報するものとする。

(事故警報)

第五条 国土交通大臣又は地方運輸局長は、報告書又は速報に基づき必要があると認めるときは、事故防止対策を定め、自動車使用者、自動車特定整備事業者その他の関係者にこれを周知させなければならない。



<自動車事故報告書（表面）>

別記様式（第3条関係）		（表）	
<p>自動車事故報告書</p> <p>宛て</p> <p>自動車の使用者の氏名又は名称</p> <p>住所</p> <p>電話番号</p> <p>年 月 日 提出</p>			
☆発生日時	年 月 日 時 分	☆路線名又は道路名	道 線
天 候	1 晴れ 2 曇 3 雨 4 雪 5 霧 6 その他		
☆発生場所	都道府県 区市郡 区町村 番地		
☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置		☆自動車登録番号又は車両番号	
☆当時の状況			
☆◆現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。）			
☆当時の処置			
☆事故の原因			
☆再発防止対策			
※備考			
（日本工業規格A列4番）			

<自動車事故報告書（裏面）>

(裏)																																																								
事故の 種類	区分	1 転覆	2 転落	3 路外逸脱	4 火災	5 踏切	6 衝突	7 死傷	8 危険物等	9 車内	10 飲酒等	11 健康起因	12 救護違反	13 車両故障	14 交通傷害	15 その他	☆ 危険認知時の速度	km/h																																						
	☆ 危険認知時の距離	m																																																						
	☆ スリップ距離	m																																																						
	☆ 発生の順																																																							
	☆ 転落の状態	落差 m					水深 m					当該自動車の事故時の走行等の態様					1 直進 (加速)	2 直進 (減速)	3 直進 (定速)	4 後退	5 追越	6 右折	7 左折	8 駐車	9 停車	10 転回	11 合流	12 その他																												
	☆ 衝突等の状態	1 正面衝突			2 側面衝突			3 追突			道路上で事故の場合には事故発生地点					1 車道	2 歩道	3 横断歩道	4 路側帯	5 路肩	6 交差点	7 バス停留所	8 トンネル	9 その他	1 左側通行	2 右側通行	3 信号無視	4 車道通行	5 歩道通行	6 横断歩道歩行	7 車の直前横断	8 斜横断	9 飛び出し	10 踏前	11 路上作業	12 路上遊戯	13 乗降中	14 安全地帯	15 自転車運転	16 その他																
	☆ 車名	☆ 型式	☆ 車体の形状			☆ 初年度登録年又は初度検査年					死傷事故の場合には死傷者の状態					1 原動機 (速度抑制装置を除く)	2 速度抑制装置	3 動力伝達装置	4 車輪 (タイヤを除く)	5 タイヤ	6 車軸	7 操縦装置	8 制動装置	9 緩衝装置	10 燃料装置	11 電気装置	12 車枠及び車体	13 連結装置	14 乗車装置	15 物品積載装置	16 窓ガラス	17 騒音防止装置	18 ばい煙等の発散防止装置	19 灯火装置及び指示装置	20 反射器	21 警音器	22 視野を確保する装置 (後写鏡、窓ふき器等)	23 計器 (速度計、走行距離計等)	24 消火器	25 圧容器及びその附属装置	26 運行記録計	27 その他														
	事業用	1 乗合旅客			2 貸切旅客			3 乗用旅客					4 特定旅客					5 一般貨物 (イ特別積合せ貨物)					6 その他					7 特定第二種																												
	自家用	1 有償貸渡し (レンタカー)			2 有償旅客運送			3 その他					車両の故障に起因する場合には故障箇所					1 原動機 (速度抑制装置を除く)					2 速度抑制装置	3 動力伝達装置	4 車輪 (タイヤを除く)	5 タイヤ	6 車軸	7 操縦装置	8 制動装置	9 緩衝装置	10 燃料装置	11 電気装置	12 車枠及び車体	13 連結装置	14 乗車装置	15 物品積載装置	16 窓ガラス	17 騒音防止装置	18 ばい煙等の発散防止装置	19 灯火装置及び指示装置	20 反射器	21 警音器	22 視野を確保する装置 (後写鏡、窓ふき器等)	23 計器 (速度計、走行距離計等)	24 消火器	25 圧容器及びその附属装置	26 運行記録計	27 その他								
	種別	1 普通			2 小型			3 その他					☆ 乗車定員 人					☆ 当時の乗車人員 人					☆ 最大積載量 kg					☆ 当時の積載量 kg																												
	概要	許可等の必要性			制限外許可			1 有			2 無			特殊車両通行許可					1 有			2 無			保安基準の緩和					1 有			2 無																							
	許可等の取得状況	制限外許可			1 有			2 無			特殊車両通行許可					1 有			2 無			保安基準の緩和					1 有			2 無																										
	貨物の内容	1 土砂等			2 長大物品等			3 コンテナ			4 生コンクリート					5 危険物等			6 冷凍、冷蔵品			7 原木、製材					8 引越			9 その他																										
	積載危険物等	運搬の有無			1 有			2 無			種類					1 危険物			2 火薬類			3 高圧ガス			4 核					5 R I			6 毒劇物			7 可燃物																				
		☆ 品名及び積載量又は放射線の量			品名 ( ) kg、1 ( ) Bq			☆ エネルギーの携行状況					1 有			2 無			損害の程度					1 死亡			2 重傷			3 軽傷																										
道路等	種類			1 道路 (イ高速自動車国道 ハその他)			2 その他の場所			☆ 道路の幅員					m					こう配					1 平たん			2 上り			3 下り																									
状況	道路の形態			1 直線			2 右曲り			3 左曲り			路面の状態					1 乾			2 湿			3 積雪			4 氷結			警戒標識の設置					1 有			2 無			☆ 当該道路の制限速度 km/h															
	踏切の状態			1 遮断機付き			2 警報機付き			3 その他					☆ 運行計画					(発地・経由地・着地)					☆ 当時の運行計画					☆ 運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等 (貸切旅客のみ)					安全性優良事業所の認定 (貨物のみ)					1 有			2 無			運送形態					1 下請運送			2 その他		
◆ 営業所及び運行等の状況	☆ 送受人の氏名又は名称及び住所			☆ 荷受人の氏名又は名称及び住所			☆ 損害の程度					◆ 死亡			人 (うち乗客 人)			◆ 重傷			人 (うち乗客 人)			◆ 軽傷			人 (うち乗客 人)			※事業者番号					※再発防止対策																					
	氏名			運行管理者 資格者証番号			運行管理者					統括運行管理者					氏名					運行管理者 資格者証番号					運行管理者					統括運行管理者																								

## <自動車事故報告書（注）>

(注)

- (1) ☆印欄は、具体的に記入すること。ただし、不明の場合は該当欄に「不明」と記入し、記入の要のない場合は該当欄に斜線を引くこと。  
なお、欄内に記入し得ないときは、別紙に記入し、これを添付すること。
- (2) ※印欄は、記入しないこと。
- (3) ☆印欄及び※印欄以外の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- (4) ◆印欄は、事故が第2条第11号又は12号のみに該当する場合には、記入を要しない。
- (5) 時刻の記入は、24時間制によること。
- (6) 「区分」の記入は、次の区分によること。
  - 1 転覆 当該自動車は道路上において路面と35度以上傾斜したとき。
  - 2 転落 当該自動車は道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。
  - 3 路外逸脱 当該自動車の車輪が道路（車道と歩道の区分がある場合は、車道）外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき。
  - 4 火災 当該自動車又は積載物品に火災が生じたとき。
  - 5 踏切 当該自動車が踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき。
  - 6 衝突 当該自動車が鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、荷牛馬車、家屋その他の物件に衝突し、又は接触したとき。
  - 7 死傷 死傷者を生じたとき（9に該当する場合を除く。）
  - 8 危険物等 第2条第5号又は第6号に該当する事故
  - 9 車内 換気装置又は乗降口の扉を閉鎖する装置の不適切な操作により、旅客（乗降する際の旅客を含む。）を死傷させたとき。
  - 10 飲酒等 第2条第8号に該当する事故
  - 11 健康起因 第2条第9号に該当する事故
  - 12 救護違反 第2条第10号に該当する事故
  - 13 車両故障 第2条第11号又は第12号に該当する事故
  - 14 交通傷害 第2条第13号又は第14号に該当する事故
  - 15 その他 1から14までに該当しないとき。
- (7) 2種類以上の事故が生じたときには、「発生の順」の欄に発生の順に番号を記入すること。
- (8) 「転落の状態」の欄の「落差」は、路面から落下地点までの垂直距離とする。  
ただし、水中に転落した場合で水深を記入する必要がある場合には、路面から水面までの垂直距離とする。
- (9) 「車体の形状」の欄は、道路運送車両法第58条の自動車検査証に記載されている車体の形状を記入すること。
- (10) 「積載危険物等」とは、次に掲げるものであって事故当時に当該自動車に積載していたものをいう。
  - 1 危険物 消防法第2条第7項に規定する危険物
  - 2 火薬類 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
  - 3 高压ガス 高压ガス保安法第2条に規定する高压ガス
  - 4 核 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
  - 5 R1 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物又は同条第4項に規定する放射線発生装置から発生した同条第1項に規定する放射線によって汚染された物
  - 6 毒劇物 シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第二に掲げる毒物又は劇物
  - 7 可燃物 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
- (11) 「許可等の必要性」及び「許可等の取得状況」の欄は、当該自動車の運行について次の許可等の必要性の有無及びその取得状況に該当するものを○で囲むこと。
  - 1 制限外許可 道路交通法（昭和35年法律第105号）第57条の規定による許可
  - 2 特殊車両通行許可 道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2の規定による許可
  - 3 保安基準の緩和 道路運送車両の保安基準第55条の規定による基準の緩和であって、道路運送車両の保安基準第2条第1項、第4条及び第4条の2に係るもの
- (12) 「イエローカード」とは、当該積載危険物等の取扱方法を記載した書類をいう。
- (13) 「種類」の欄の「ロ 自動車専用道路等」は、道路法第48条の2第1項又は第2項の規定による指定を受けた道路及び道路運送法による自動車道とし、「2 その他の場所」は、構内、営業所等一般交通の用に供しない場所とする。
- (14) 「道路の幅員」は、路肩部分を含む道路（車道と歩道の区別がある場合は、車道）の総幅員とする。
- (15) 「道路の形態」の欄の「交差」は、当該自動車前方30メートル以内に交差点があった場合とする。
- (16) 「運行計画」には、運行管理者が与えた指示を含むものとする。
- (17) 「運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等（貸切旅客のみ）」の欄は、事故を引き起こした当該一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を締結した者の氏名又は名称及び住所を記載すること。運送契約の相手方が旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による旅行業者若しくは旅行業者代理業の登録を受けている者（以下「旅行業者等」という。）又は同法第23条の規定による旅行サービス手配業の登録を受けている者である場合には、氏名又は名称及び住所のほか、旅行業者等又は旅行サービス手配業者の登録番号を記載すること。
- (18) 「安全性優良事業所の認定」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる貨物自動車運送事業者の営業所に対して行う認定をいう。
- (19) 「下請運送」とは、貨物自動車運送事業者からの運送の依頼により行う貨物運送をいう。
- (20) 「荷送人の氏名又は名称及び住所」の欄は、事故を引き起こした当該貨物自動車運送事業者と運送契約を締結した荷送人のほか、
- (21) 「運送形態」の欄の「2 その他」に該当し、かつ、当該運送が特別積合せ運送である場合には「荷送人の氏名又は名称及び住所」及び「荷受人の氏名又は名称及び住所」の欄は、記入を要しない。
- (22) 「過去3年間の事故の状況」の欄は、当該運転者が引き起こした道路交通法第72条第1項の交通事故に関して記入する。
- (23) 「過去3年間の適性診断の受診状況」の欄は、当該運転者の過去3年間の運転適性診断の受診の有無について、該当する事項を○で囲むこと。また、「適性診断受診場所」は、「最近の受診年月日」に受診した受診場所（又は受診機関）を具体的に記入すること。
- (24) 「最近の健康診断の受診年月日」の欄は、第2条第5号に該当する事故を引き起こした当該運転者が受診した労働安全衛生法第66条に規定する健康診断の最近の受診年月日を記入すること。
- (25) 「運行管理者」は、事故について最も責任のあると考えられる運行管理者のことである。
- (26) 「統括運行管理者」とは、旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則第21条第1項に規定する業務を統括する運行管理者をいう。

別表3 車両故障事故報告書添付票

自動車検査証 の有効期間			年 月 日まで
使用開始後の 総走行距離			km
最近における 大規模な改造	内容		
	施行期日	年 月 日	
	施行者		
破損又は脱落部品名			
同上部品の名称		前 後 左 右	
当該部品を取付けてから 事故発生までの走行キロ			km
当該部品を含む装置の 整備及び改造の状況	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
破損又は脱落の状況  (略図又は写真)			
当該部品の製作者(不明 の場合は販売者)の氏名 又は名称及び住所			
疲労又は急進破損の別	( 疲 労 ・ 急 進 )		
材質、加工、設計等に対する意見			